2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一～八　（略）

九　国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢以上の者にあっては、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類

（個人型年金運用指図者の申出）

**第四十条**　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

三　企業型年金加入者であった者にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（削る）

（第二号加入者の届出）

**第四十五条**　（略）

2・3　（略）

4　第二号加入者は、国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢に達した後においても、引き続き個人型年金加入者掛金を拠出しようとするときは、個人型年金規約で定めるところにより、あらかじめ、その旨を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

5　前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の資格喪失の届出）

**第四十六条**　個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

**第四十八条**　第二号被保険者、第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一～六　（略）

2　第一号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

三　六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

四　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一～八　（略）

（新設）

（個人型年金運用指図者の申出）

**第四十条**　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

三　企業型年金加入者であった者にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　企業型年金加入者であったことがある者（イの企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者であった者に限る。）にあっては、その旨

（第二号加入者の届出）

**第四十五条**　（略）

2・3　（略）

（新設）

（個人型年金加入者の資格喪失の届出）

**第四十六条**　個人型年金加入者は、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

**第四十八条**　第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一～六　（略）

2　第一号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項